

令和6年度第12回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年3月7日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時45分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番			5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀 樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	欠席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	6番	田邊 元史		8番	牛田 弘則	
	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子			農業委員会事務員 田邊 操枝		
出席吏員						
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
第4号	南部町農村振興公社役員の推薦について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (3) 農地法第39条の規定に基づく鳥取県農業会議への意見聴取案件の提出について (4) 南部町地域計画の意見照会について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について (6) 使用貸借の合意解約について
その他	(1) 令和7年度第1回南部町農業委員会総会日程

	<p>この申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接している区域内にある農地でその規模が10ha未滿のため、第2種農地です。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は10aあたり 円と聞いております。</p> <p>番号2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 m² 契約種別：所有権移転 売買 用途：雑種地 太陽光発電設備 譲渡人： 譲受人：</p> <p>2番につきましてお話をさせていただきます。転用の許可根拠、代替地なしと記載してございます。代替地なしという書類を提出して頂いていますが、事務局で、よくよく確認しましたところ、比較する農地が南部町以外の北栄町や湯梨浜町であることを確認しました。代替地なしとするには根拠としては不十分と認識しているところでございます。また、地元の方との事につきましても聞き取りをしておりますので、担当委員さんよりお話をお願いしたいと思います</p>
議長	先に現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
庄倉委員	<p>本日午前9時から、恩田会長、田邊委員、足井委員、野口委員、板委員、私と事務局で現地調査をしました。</p> <p>現地調査資料の4ページをご覧下さい。申請地は、 を右に向かうと 、左は になります。その下側に がありまして、その直ぐ上に駐車場があって、その1枚上の圃場になります。左側が です。5ページの公図をご覧下さい。 が駐車場になっている所です。6ページの土地利用計画図をご覧下さい。上が で下が になります。全体に砂利を敷くということで、雨水は地下浸透で、大水が出たときには右側の入口の所に現在の田んぼの排水路がありますので、そこに水を流すことになります。上側に圃場が3枚ありますが、段々になっておりますので、影響はないと現地で確認しました。左側に上の圃場に水が入る所がありますが、1番角の所で水を止めてしまって、下側の方に流していくことになりますので、この駐車場の方には水が入ってこない形になります。以上です。</p>
議長	2番については担当委員さんから、分かる範囲で良いのでお願いします。
板委員	<p>太陽光設置につきまして、事務局から業者への指導があったようで、地元説明会が行われましたが、その際の周知方法が悪かったようで、21戸中の7戸しか出られなかった状況下で、いきなり業者さんは、既に設置することを前提に工事内容を淡々と説明されたそうで、非常に怒っておられる方がたくさんおられて、反対意見が出されたようです。私も案内の放送を聞き逃してしまい、後になって皆さんから話を聞いたのですが、昨今は夏場の猛暑で稲の生育にも影響がある状況の中で、太陽光がすぐ目の前に出来るのは非常に稲への影響が大きいのではないかと心配をされています。農業委員会として、農地に関する事例を上げましたが、他にも色々伺っています。そのような状況で色々検討されています。</p>
議長	<p>この太陽光設置の件に関しまして、本日現地調査をしました。その中で、地域の皆さんが反対されていることにつきまして、我々農業委員会は被害防除に関しては重視しなければならないと認めているところでございます。事前審査の時には、集落への説明はされたと言う事で、出席人数や賛否について確認をしております。事務局も総会に上げるまでに、しっかり聞き取り調査等を行ってから受け付けをしなければならないと思います。何よりも、我々農</p>

		業委員会としては被害防除を重視しなければいけませんので、今回は条件付き許可にしたいと思いますが、皆さんのご意見を伺います。(質問・意見等なし。)条件付き許可に反対の方はおられますか。
	一同	なし。
	議長	反対者なしですので、2番につきましては条件付き許可の形を取らせて頂きます。業者さんにはこの事をお伝えして、改められるか、このままで申請を取り下げられるかと言う事になると思います。 1番について質疑を受けます。(質問・意見等なし。)ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第2号1番につきましては、議決、承認されました。2番につきましては条件付き許可と致します。
議案第3号 農用地利用 集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読(議案書3～9頁)】 農地番号 1～64番 設定を受ける者： 24名 設定をする者： 31名 設定をする土地： 64筆 計 90,319㎡
	議長	議案第3号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	さんと さんが出ています。前回の総会で質問させて頂きました時に、 さんに出される場合の賃借料は0円と言う説明がありました。それではいけないから、少しでも賃料を出された方が良いのではないですかと質問をしたと思いますが、 さんより集落で0円に決まったと返答がありました。本来ならば さんに出されるべきで、今回、何故に さんに出されたのか理由をお聞かせ願います。
	前田主幹	さんとしては、 については、農地を一帯的に管理するという事で、賃料はなしと集落の総会で説明されて了承を得られたと言う事でしたが、地権者さん本人より、使用貸借での契約には同意できないと、夏前ぐらいから農業委員会、産業課に相談がありました。中間管理機構さんとも一緒に聞き取りをさせて頂きましたが、地権者さん本人さんが、私たちが同席の上でも さんと直接に話をするのを拒否されてしまって、契約が出来ない状況になっていました。ただ、地権者さん自身が耕作するのは難しいので、引受け手を探されて、 さんでしたら契約が出来ると言うことで、このたび契約を結ばれたものです。賃料については、 さんが設定されている 円で地権者さんと合意をされて、今回契約になったものです。
	議長	それはちょっとおかしい。先月に、集落内で、集落の方々は無償であるという説明をされました。日本は法治国家です。憲法が1番、法律は2番、政令が3番、条例が4番、そして集落の取決めが5番という順番になっているわけです。何故にそのような事を言うかという、 が共同の山を持っています。 を出られた方から、そこでは30分の1の権利があるから、その分を分けて欲しいと言う事で、私も山委員長を随分やっておりましたので、裁判所の方から境界立会をして欲しいというようなことがありました。結局は、先ほど言ったように5番目の集落の取決めが優先します。やはり集落の取決めは何事にも代えがたいと言う事で、最終的には和解されました。集落の取決めというものはすごく重たいです。 今回、1番大事なのは、農業委員会はタッチしてはいけないと言う事です。去年の10月から法律が変わって、農地中間管理機構に地主さんは預け、そし

		<p>て農地中間管理機構さんは、白紙の状態であらう恰好で貸してあげる。日本全国どこでもです。お互いに喧嘩をし合ってやるということになりますと、借りた側にも影響があります。受け手である の間でトラブルがあつてはいけません。それは農地中間管理機構さんがされることです。今の法律から言えば農業委員はそれを支援する立場です。だから、農業委員さんが前に出たらいけません。中間管理機構のサポートをするやり方を取っていただかなければいけません。昨年の10月までは、農業委員会が前に出て利用集積をしたわけですが、10月以降は、それは、あいならんとなりました。今回は中間管理機構は大きな間違いをされたと思っております。分からない事があれば、農業委員会に聞いて下さい。農業委員会で分からなければ鳥取県農業会議、そこでも分からなければ全国組織がありますので、農業委員さんがあまり前に出ないようにしていただきたいと思ひます。今回の件は、このまま投げておくわけにはいかない状況の中で、耕作放棄地にはしてはいけませんし、苦肉の策であると思ひます。集落の取り決めは取り決めとして、トラブル回避の為にこのような形を取られたと私は理解しています。局長も さんに、自分から頼んで貸して欲しいとは言わないと了承を得ているようです。出来る事なら、このようなトラブルには入らない形を取っていただきたい。 が借りられるのではなく、例えばとか に持って行かれた方が良かったと思ひます。虫食い状態になると困ります。今は さんと さんは良い関係のようですが、トラブルの種を作るような事は良くありません。普通の さんなら構いませんが、農業委員さんですので、 さんは立ち入ってはいけないところに立ち入られたような気がします。何度も言うようですが、農業委員さんが中間管理機構の前に出てはいけません。自分の立場をよく考えていただきたいと思ひます。</p>
	田邊委員	集落内で、 さんと さんが揉めることのないようにお願いします。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』、原案どおり議決、承認されました。
議案第4号 南部町農村振興公社役員 の推薦について	議長	議案第4号『南部町農村振興公社役員の推薦について』説明をお願いします。
	局長	一般社団法人南部町農村振興公社役員の推薦について、下記の者を推薦することに對し議決を求めるものでございます。推薦者は井田厚美委員でございます。任期は令和8年6月までです。市川職代理がお亡くなりになって、農業委員会より理事として一棹推薦がございました。長らく市川職務代理がされていましてので、いつ頃からか過去の詳細は分かりませんが、欠員が生じると運営上支障があると聞いておりますので、議決をお願い致します。
	議長	市川職務代理が亡くなられて、代わりの役員を法務局に届出をしなければいけないと言う事でしたので、先般の事前審査のときに代表権を持っておられます庄倉委員と田邊委員にご相談して、井田委員をお願いすることにしました。なぜ急ぎましたかと言いますと、法務局に届けを出して、その後1ヶ月は発言権がないそうです。3月27日頃に農村公社の会をするにあたり、発言権のない人を推薦するのはおかしいと言う事で事前に井田委員をお願いして、法務局に届出をしたということです。皆さん方にお諮りをしなければいけませんでしたが、時間の余裕がございました。ご理解を願ひます。皆様よりお聞きになりたいことはございませんか
	秦野委員	ちなみに理事さんは何人体制ですか。
	議長	幹事さんが3人おられて、評議委員もおられます。理事さんの人数はちょっとここでは分かりません。

	黒木委員	仕事の内容を教えてください。
	議長	<p>農村公社は作業委託がほとんど、ほぼ 100%です。その理事さんですから、それを経営する役になります。作業者と経営者は違います。森林組合、農協、農業者の代表さんなどが出てきておられます。理事さんは代表権がありますから、不良債権が出たら責任を取らなければいけません。</p> <p>他にございませんか。無いようですので、井田委員さんは令和 8 年 6 月までお願いします。</p>
<p>5. 報告</p> <p>(1) 公共事業の施行に伴う 附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について</p> <p>(2) 公共事業の施行に伴う 附帯施設設置に係る一時転用について</p> <p>(3) 農地法第 39 条の規定に基づく鳥取県農業会議への意見聴取案件の提出について</p> <p>(4) 南部町地域計画の意見照会について</p>	議長	報告に入ります。(1)番と(2)番は公共事業に係わるものですので、併せて報告をお願いします。
	局長	<p>【『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について』朗読】</p> <p>現地につきましては、担当地区の委員さんに現地確認をして頂いています。</p> <p>【『(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読】</p> <p>こちら、担当委員さんと現地を確認しております。賃借料につきましては、1-1 と 1-2 は、10 a 1 ヶ月あたり 円。2-1 から 2-4 につきましては、10 a 1 ヶ月あたり 円と報告をいただいています。</p>
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
	議長	『(3) 農地法第 39 条の規定に基づく鳥取県農業会議への意見聴取案件の提出について』説明をお願いします。
	局長	<p>議案書の 11 ページからになります。39 条に位置づけられている所有者が誰も分からない場合、いわゆる所有者不明農地を、どのように貸し付けるか法律で定められています。南部町では今回の案件が初めてでございます。</p> <p>こちらの農地は、令和 5 年 4 月の総会で提案をさせて頂いて、①番、②番、③番、④番を経て、先月の 2 月に都道府県ネットワーク機構、鳥取県の場合は鳥取県農業会議の意見聴取を経て、ようやく公告が確定するというところでございます。まだこれからも続いていきますが、まずは農業委員会としては、所有者の探索を行って、④番まで来たと言う事でございます。</p> <p>内容としては、12 ページに記載しておりますが、所有者の さんが令和 年 月 日に死亡された後、相続放棄がされています。相続放棄をされていることを裁判所に確認しながら、相続者の探索を全国に行い、探索も終了し、全て権利放棄をされているということが裁判所の通知をもって確認されました。農地を利用される耕作者がいるという確認を行って、先月の 2 月の農業会議の意見聴取案件で報告をさせて頂いたところでございます。“6. 当該農地は、所有者死亡により所有者が不明となっている農地であるが、基盤整備済みである上、農振農用地に指定されている大切な農地でございます。地域で守るべき農地として、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が利用権を取得した上で、借入れ耕作を希望する担い手農家に対して貸し付けることが妥当である”と意見聴取を終えて、異議なしと言う事で意見を頂いたところです。この手続で一旦裁定が下りました。この後は中間管理機構の利用権を設定する申請が、窓口である産業課から出て、最終的に利用権が設定されるという法律の建付けになっています。県内でも何件か出ていますが、長い手続を経て、公告期間も長いですが、現在、このような制度があるということで報告をさせていただきます。</p>
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。
	野口委員	賃借料の算定の根拠は何でしょうか。
	局長	今回の賃借料は、10 a あたり年 円です。この制度は賃貸借でなければ

		使えません。したがって、この圃場の周辺で、使用貸借を除く賃貸借で利用権設定をされている農地を全て洗い出して平均値を出しました。出た平均額の円のうち、水利費、土地改良区の賦課金などを引いていくと、年間円になります。
	野口委員	ありがとうございました。
	吉次委員	土地改良区の賦課金や水利費は引いて、機構が支払うということですか。
	局長	そうです。
	議長	続いて『(4) 南部町地域計画の意見照会について』お願いします。
	局長	資料は付けておりません。こちらは、昨年度から、農業委員、最適化推進員さんのご協力を頂きながら地域に出かけて、地域計画を産業課の方で作ってまいりました。全集落というところまでには至っておりませんが、3月31日までに作成しなければ耕作者等に不利益が生じるということで、農業委員会の意見照会が来ております。ただ、意見照会をこの場で承認して頂くのは日程的に無理がありましたので、会長、代表権のある庄倉委員、田邊委員と協議をしまして、農業委員会としては異議なしと回答しましたことを報告させていただきます。内容としては、各集落の地域計画が出来上がっています。各集落で、作り方は色々で、色々な関わり方があると思いますが、そこで出されたものを最終的に南部町の地域計画ということで策定をするというものでございます。
	議長	産業課から補足をお願いします。
	前田主幹	地域計画の協議につきまして、多くの委員さんにご協力頂きありがとうございます。今年度中に作成しないと各種農業関係の補助事業などに影響が出るということで、現状、話合いが不十分なところについては現況ベースで計画書を作成させて頂いて、関係機関に意見照会を行いました。引き続き協議が必要な集落や、場所については、次年度以降も協議を続けたいと思っていますので引き続きよろしく願いいたします。また、事業内容が変更になるような場合や、地域の就農者さんが発生したなどの場合についても、変更で協議をさせて頂くこともあるかと思っておりますので、ご協力をお願いします。
	議長	大体でいいですので、南部町でどのくらい出来ていますか。
	前田主幹	8割くらいはさせていただきました。
	議長	2割ほど残っているようですので、引き続きご協力をよろしく願いいたします。
(3) 使用貸借の合意解約について	議長	(3)番と(4)番の解約についても、併せて報告をお願いします。
(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について	局長	<p>【『(3) 使用貸借の合意解約について』朗読】</p> <p>解約後は、1番の4筆につきましては、本日の促進計画で上がっておりますが、さんが利用されます。</p> <p>2番は、本議案第2号の転用案件でございます。</p> <p>【『(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読】</p> <p>1番につきましては、所有者さんより自作の申し出がありました。</p> <p>2番につきましては、本日の配分計画で上がっていますさんが耕作されます。</p> <p>3番につきましては、さんのご主人がお亡くなりになられて、農業をされる方がおられないということで解約をされて、配分計画に上がっておりますさんが利用されます。</p>
	議長	さんは自作をされるという事ですが、どのような方ですか。
	足井委員	さんの父親であります さんから耕作を依頼されて、約1haほど借りて作っていますが、 さんの さんである さんが自分で作ってみたいと

		<p>言う事で、まずは2反ほどお返しして、出来るようならば、おいおい返していきたいと考えています。さんは、現在は にお勤めですが、さんで1年程勤められて、それから で農作業の経験をされていました。機械は持っておられないので、うちの機械を貸すようにしています。</p>
	議長	<p>2反ほど作っても採算は合わないと思います。その辺の経営の事も委員として指導をしてあげなくてはいけないと思います。</p> <p>他にございませんか。(質問、意見等なし) これにて報告を終わります。</p>
令和7年度第1回農業員会総会の日程	議長	<p>令和7年度第1回南部町農業委員会総会は、令和7年4月9日(水)に開催します。</p>
閉会	議長	<p>これにて令和6年度第12回南部町農業委員会総会を閉会致します。</p>